

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年9月8日（火）第3143号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 2
- 小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定（水産振興課取扱い） 3
- 都市計画土地地区画整理事業の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 3
- 都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）（都市計画課取扱い） 3
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 4
- 軽油引取税の特約業者の指定の取消し（鹿児島地域振興局取扱い） 4

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 4
- 随意契約公告（産業立地課取扱い） 6

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 7

## 正 誤

- 鹿児島県公報第3102号（平成27年4月17日付け）の一部訂正（障害福祉課取扱い） 8

## 告 示

## 鹿児島県告示第825号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
志布志市松山町新橋字米ヶ谷5140番1，5188番2，字塩売5197番3，5205番1から5205番3まで，5205番5
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は，択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布

志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於郡大崎町永吉字尾ノ迫231番1，241番3，244番1，244番2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は，択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
岩川クリニック	曾於市大隅町下窪町79番地	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年9月30日	通所リハビリテーション
加治木中央クリニック	始良市加治木町木田410番1	医療法人水田会	始良市加治木町木田410番1	水田 敏久	平成27年9月30日	短期入所療養介護

### 鹿児島県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
岩川クリニック	曾於市大隅町下窪町79番地	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年9月30日	介護予防通所リハビリテーション
加治木中央クリニック	始良市加治木町木田410番1	医療法人水田会	始良市加治木町木田410番1	水田 敏久	平成27年9月30日	介護予防短期入所

**鹿児島県告示第829号**

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 許可の申請を要する者

- (1) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内で、手繰第1種漁業を営もうとする者
- (2) 鹿児島県海域で、手繰第2種漁業のうち貝びき網漁業を営もうとする者
- (3) 鹿児島県海域で、ひいらぎ網漁業を営もうとする者

## 2 許可の申請の期間

平成27年9月28日から同年10月9日まで

**鹿児島県告示第830号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 薩摩川内都市計画土地画整理事業
- (2) 名称 天辰第二地区土地画整理事業

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第831号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画風致地区
- (2) 名称 慈眼寺風致地区

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第832号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画風致地区
- (2) 名称 寺山風致地区

## 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第833号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 薩摩川内都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・37号皿山循環線  
3・5・38号皿山通線
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島地域振興局告示第12号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第88条第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成27年9月8日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社鹿児島丸善商事	永田 致唯	鹿児島市平之町7番1号	平成27年 8月12日

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年9月8日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル東開店  
鹿児島市東開町字東開3番16 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成27年3月31日
- 3 意見の概要
  - (1) 交通関係について
    - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
    - イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。
    - ウ 来店の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について
      - (イ) 誘導案内広報、適切な誘導員の配置等により、届出計画を徹底すること。
      - (イ) 店舗敷地及び敷地外駐車場の出入り口において、誘導を徹底し、入庫待ちの車両等により市道が渋滞しないよう、状況に応じた適正な対応を行うこと。
    - エ 交通管理者（県交通規制課）との協議、指摘等により、既設道路の改良、出入り口等に変更が生じた場合は、その都度道路管理者（谷山建設課）とも協議を行うこと。
    - オ 施設開店後の対策について

オープン時期、お盆、正月、連休等、来店者による交通量が増加する特異日において周辺地域への影響対策を行う場合には、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、周辺事業所等に対し、周知徹底を行う等、適切な対応を行うこと。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

ウ 駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。

エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建物について

ア 当計画地は、工業地域、特別用途地区（第二種特定建築物制限地区、第三種特定建築物制限地区）及び「木材団地及び木材加工団地地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

ウ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

エ 建築行為を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、特定施設設置（圧縮機）について30日前までに届出を行い規制基準を遵守すること。

なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。

イ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

ウ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法に基づき届出を行うこと。

エ 食品加工場からの排水については、当該施設が下水道処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。

オ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

カ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

(5) その他

ア 届出のあった土地は、標高5メートル未満の低地であることを十分考慮した上で、所有、占有、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても、防災対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。

イ 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。

ウ 計画の見直し等に伴い土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、土地利用調整課に事前に相談すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年9月8日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ・ケーズデンキ  
伊佐市大口里722番1 外14筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
  - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成27年3月31日
  - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成27年3月31日
- 3 意見の概要

大規模小売店舗「ドラッグストアモリ・ケーズデンキ」の店舗内容の変更に伴う騒音の発生、近隣への光害、廃棄物の処理・運搬、道路交通への影響等、周辺地域の生活環境の変化はないものと予想されるが、来店者及び周辺地域の交通安全対策には万全を期するとともに、生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

なお、付近住民からの苦情等の申し立てがあった場合は、誠意をもって対処すること。

.....

随意契約公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の認定を受けた者（以下「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」という。）が新商品として生産する物品の購入について、次のとおり随意契約を行う。

平成27年9月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

番号	契 約 の 内 容				契約の相手方の決定方法及び選定基準	契約の相手方の申請方法
	随意契約の方法により調達する予定の物品の名称	数量	随意契約の事務を担当する部局の名称及び所在地	契約の相手方を決定する予定日		
1	シラスバルーン脱衣所用吸水マット	45枚	鹿児島県立青少年研修センター総務課 鹿児島市宮之浦町4226番地1	平成27年9月9日から同年10月23日まで	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品で、予算の範囲内の金額で契約の申込みがあったもの	鹿児島県 トライアル 発注選定委員会において選定された物品について、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者から見積書を徴する。
2	植物いきいき水	1本	鹿児島県立垂水高等学校事務室 垂水市中央町14番地	平成27年9月9日から同年10月23日まで		
3	フラクタルテントこもれび	1セット	鹿児島県立鶴翔高等学校事務室 阿久根市赤瀬川1800番地	平成27年9月9日から同年10月23日まで		
4	LED熱中症指数モニター（LEM-WBGT）	1台	鹿児島県立埋蔵文化財センター総務課 霧島市国分上野原縄文の森2番1号	平成27年9月9日から同年10月23日まで		
5	ヤスデ侵入防止装置	1セット	鹿児島県立錦江湾高等学校事務室 鹿児島市平川町4047番地	平成27年9月9日から同年10月23日まで		
	アダプターテーブル	1台	鹿児島県立串木野養護学	平成27年9月9日		

6	(電動タイプリハビリ用訓練補助テーブル)		校事務室 いちき串木野市八房1041番地	から同年10月23日まで
7	Lightning J 40W天井灯	3台	鹿児島県立埋蔵文化財センター総務課 霧島市国分上野原縄文の森2番1号	平成27年9月9日から同年10月23日まで
8	Lightning J 600W船上灯	1台	鹿児島県立鹿児島水産高等学校校務室 枕崎市板敷南町650番地	平成27年9月9日から同年10月23日まで
9	スマコミライト	1台	指宿警察署会計課 指宿市西方1602番地1	平成27年9月9日から同年10月23日まで
10	エコノライトHLφ50(調光対応低消費電力ダイクロハログレン形LED電球)	13個	鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号	平成27年9月9日から同年10月23日まで
11	LEDベースライト	2灯逆富士	7台 鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号	平成27年9月9日から同年10月23日まで
12	LEDベースライト	2灯逆富士	8台 鹿児島県立短期大学会計課 鹿児島市下伊敷一丁目52番1号	平成27年9月9日から同年10月23日まで
13	LEDベースライト	□450	8台 鹿児島県始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課 始良市加治木町諏訪町12番地	平成27年9月9日から同年10月23日まで
14	LEDベースライト	2灯逆富士	6台 鹿児島県立鶴翔高等学校事務室 阿久根市赤瀬川1800番地	平成27年9月9日から同年10月23日まで
15	LEDベースライト	2灯逆富士	6台 指宿警察署会計課 指宿市西方1602番地1	平成27年9月9日から同年10月23日まで

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第89号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年9月8日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRデジハネペルソナ4SG	タイヨーエレック株式会社	5P0765
ぱちんこ遊技機	CR吉宗B3AA02	株式会社大都技研	5P0571

ぱちんこ遊技機	CRクジラッキーHSA	株式会社サンスリー	5P0609
ぱちんこ遊技機	CRクジラッキーXSA	株式会社サンスリー	5P0621
ぱちんこ遊技機	CR風魔の小次郎WCA	株式会社サンスリー	5P0713
ぱちんこ遊技機	CRA風魔の小次郎WBA	株式会社サンスリー	5P0741
ぱちんこ遊技機	CRゴールドヴィーナスM95	株式会社ソフィア	5P0705
ぱちんこ遊技機	CRゴールドヴィーナスMA	株式会社ソフィア	5P0706
ぱちんこ遊技機	CRA甦りぱちんこ～春夏秋冬～ GL	株式会社ソフィア	5P0755
ぱちんこ遊技機	CRゴールドヴィーナスMB	株式会社ソフィア	5P0757
回胴式遊技機	龍が如く OF THE END ZA	タイヨーエレック株式 会社	5S0756
回胴式遊技機	スーパーブラックジャック2NB	ネット株式会社	5S0696

**正 誤**

平成27年4月17日付け鹿児島県公報第3102号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から26行目	事業者	の事業
	下から24行目	の事業	事業者